

スポーツ大会出場補助金

【交付対象の大会】

国、茨城県、(公財)日本スポーツ協会(属する専門部も含む)または(公財)日本障がい者スポーツ協会が主催し、市等の予選会を経て市代表として出場する県大会以上の大会

※ 大会の開催期間は、国内については2日以上、国外については3日以上とします

※ 学校体育団体が主催する大会または学校活動の一環として開催される大会は原則除きます

【交付対象者】

(1) 行方市内に住所を有する個人

(2) 行方市内に勤務する個人

(3) 行方市内に所在する団体

※ 大会要項等に基づく大会の出場登録選手のほか、監督・コーチ等が対象となります

【補助対象経費】

大会出場に係る以下の経費を対象とし、補助金額は別表で定める額を支給します。

なお、食糧費(レストランでの昼食代・弁当代)や観光等にかかった経費等は対象となりません。

1. 交通費

(1) 公共交通機関(バス・電車・新幹線・航空機等)の利用料

(2) バスの借上料

(3) ガソリン代(自家用車を利用した場合も含む)

(4) 駐車場利用料(自家用車を利用した場合も含む)

(5) 有料道路通行料(自家用車を利用した場合も含む)

2. 宿泊費

(1) 会場が遠方であり、宿泊が必要となる場合は対象とする

(2) 会場が遠方でない(県内または県外であっても数時間で会場入りできる距離)場合は、対象とならないが、やむを得ない事情により宿泊が必要となった場合は、事情を聴取りのうえ、都度、対象とするか協議する

(3) 大会前日の宿泊(前泊)についても、(2)と同様の扱いとする

3. 参加費

(1) 団体で出場した者が個人で申請する場合は、【参加費÷参加人数】を一人あたりが負担した参加費として取り扱う

4. その他の経費

(1) 大会出場にあたり必要となる経費(参加申込に付随して発生する費用)を対象とする

例:大会プログラム代、保険代、主催者が指定したユニフォーム代、大会記念Tシャツ代 等

行方市スポーツ大会出場補助金申請に必要なもの

(1) 補助金交付申請

- ・大会要項(主催者・参加費・大会内容がわかるもの)
- ・大会参加経費予算書(経費の内訳わかるもの)
- ・出場選手名簿

(2) 実績報告

- ・大会結果(トーナメント結果等)
- ・写真等
- ・大会参加経費決算書(領収書等)

(3) 請求手続き

- ・補助金請求者の認め印
- ・振込先口座のわかるもの

※添付書類はすべて写しで差し支えありません。

※事務処理の便宜上、補助金交付申請と一緒に、請求書および実績報告も提出いただいております(交付決定→補助金支給した後、実績が変わると補助金の返還が生じる場合があるため)

【本件に関する問い合わせ】

行方市生涯学習課スポーツ推進室
住所:行方市山田 2175(北浦体育館内)
TEL:0291-35-2120/FAX:0291-35-3854
E-mail:name-sports@city.namegata.lg.jp
職員在席:火曜～日曜 8:30～17:15(月曜休館)